

債務免除益課税の基礎理論－事業再生税制の 「資力喪失要件」に対する解釈を中心として－（下）

Theoretical Basis for Taxation on Income from Discharge of Indebtedness: An Interpretation of Bankruptcy Tax Act of Japan

藤間 大順*

【目次】

序論

第一節 債務免除益に対する所得課税

第二節 事業再生税制の概要

第一章 個人所得課税における債務免除益

第一節 日本の所得税法についての議論

第二節 米国における債務免除益課税の理論の発展

第三節 米国の議論から得られる示唆

第二章 事業再生税制により非課税となる債務免除益—平成 26 年度税制改正の前後での断続性

第一節 事業再生税制の適用要件の解釈についての先行学説—旧通達と新法の連続性（以上前号）

第二節 所得分類と新法の射程範囲—旧通達と新法の断絶性

第三章 債務免除益課税の理論に基づく事業再生税制の解釈

第一節 借入金アプローチの展開と手続的要件説

第二節 借入金アプローチにおける受益要件の再検討—借入金アプローチから債務控除アプローチへ

第三節 本稿が提示する事業再生税制の解釈論—収入金額に含まれない債務免除益と事業再生税制

第四章 補足すべき事項

第一節 債務控除アプローチについて

第二節 債務超過または債務超過確実説について

結語（以上本号）

* 日本学術振興会特別研究員（DC1）、青山学院大学大学院法学研究科博士後期課程

第二節 所得分類と新法の射程範囲—旧通達と新法の断絶性

第一節では、旧通達と新法の適用要件はほぼ同一として、先行学説を整理した上で検討を行った。一方で、旧通達と新法の射程範囲については、必ずしも同一とは考えられない。両規定の射程の差異を考慮することで、事業再生税制と債務免除益課税の理論の関係性がより明確となる。

第一款 新法1項の「総収入金額」の意義及び2項の位置づけ

新法は、旧通達の下での通達上の取扱いがそのまま立法化されたものと考えられている。旧通達は、解釈上当然の帰結であるという見解（H24 大阪地判判示。倉敷青果荷受組合事件第一審判決（岡山地判平成25年3月27日税資263号順号12184）も同旨）も課税減免規定であるという見解（H24 大阪地判被告側意見）もあったが、所税36条の取扱いについて述べた通達であることは明らかだった。平成26年度税制改正に伴い旧通達は削除されたのだから、新法も同様に、資力喪失要件を満たす場合に受けた債務免除益については収入金額に算入しないという所税36条の（確認的にせよ創設的にせよ）別段の定めである、と見るのが自然である。

しかし、このような見解は射程範囲の点で失当である。何故ならば、旧通達においては通達適用の効果が「収入金額又は総収入金額に算入しないものとする」とされていた一方、新法の適用の効果は「総収入金額に算入しない」とされているからである。すなわち、新法は所得計算において「総収入金額」という文言が用いられる不動産所得、事業所得、山林所得、一時所得および雑所得（以下「事業所得等」という）の所得計算の規定（所税26条2項、27条2項、32条3項、34条2項、35条2項2号）の別段の定めであり、収入金額についての包括的な規定である所税36条の別段の定めではない¹⁰³⁾。

もっとも、総収入金額という文言は、これらの所得分類に加えて譲渡所得の計算規定においても用いられている（所税33条3項）。譲渡所得として債務免除益を得る場面としては、代物弁済（民法482条）の場面が考えられる。債務者が代物弁済をした場合、低額譲渡の規定（所税59条1項2号）の適用がある等の例外的な場合を除き、一律に消滅した債務額が債務者の譲渡所得に係る総収入金額とされるが¹⁰⁴⁾、債務額よりも資産の時価が低額だった場合には、債務額と時価の差額は債務免除益であるとも論じうる¹⁰⁵⁾。しかし、第一章で述べたように、このように資産の譲渡と引換えに得た債務免除益は関連性要件を満たさず、疑似的な債務免除益であるため、債務免除益課税の問題の範疇外である。また、実際に資力喪失者が代物弁済をした場合には、譲渡所得に係る非課税規定（所税9条1項

103) このような解釈の可能性を示唆する文献として、奥谷健「判批」税務QA165号（2015年）49頁参照。

104) 三木義一＝関根稔＝山名隆男＝占部裕典『実務家のための税務相談 [民法編] [第2版]』（有斐閣、2006年）109～110頁 [関根稔執筆部分] 参照。

105) 増井・前掲注37) 269～270頁のほか、See Eustice, *supra* note 46, at 232-235; Bittker & Thompson, *supra* note 47, at 1172-1173.

10号）の適用が問題となるのみだろう。従って、譲渡所得として得られる債務免除益について新法の射程は及ばないと考えるべきである。

新法の射程は事業所得等として得た債務免除益にのみ及ぶとする以上のような理解は、新法2項の規定とも整合的である。新法2項の1号から4号では、債務を免除された年において一時所得以外の事業所得等の計算上損失が生じた場合には、損失額分の債務免除益の額については非課税規定が適用されない（つまり、総収入金額に算入する債務免除益と損失を相殺する）旨が規定されている。一方、旧通達における同旨の規定は、「各種所得の金額の計算上」として、債務免除益と損失を相殺する所得分類を限定していなかった。これらの規定ぶりを比較すれば、この点においても新法が収入金額一般についての規定ではなく、特定の所得分類（事業所得等）を適用対象とした規定であることは明らかである。

第二款 所税36条の解釈により非課税となる債務免除益

第一款に述べたことを前提とすると、資力喪失者が受けた債務免除益のうち事業所得等以外の所得分類とされるもの（計算規定において「総収入金額」が用いられない所得分類として得られたもの）についてはどのように考えられるだろうか。具体的には、給与所得（所税28条1項）および退職所得（所税30条1項。以下、給与所得および退職所得を「給与所得等」という）として得られる債務免除益について、新法は適用されるのだろうか。例えば、倉敷青果荷受組合事件上告審判決（最判平成27年10月8日判タ1419号72頁）においては、役員が人格なき社団から得た債務免除益が給与所得に該当するとされたが、同時に旧通達の適用の可否も争われている。債務免除益が給与所得に該当するという事は、一定の場合に受ける給与である退職所得にも該当するという事であり¹⁰⁶⁾、裁判例は見当たらないものの退職所得として得る債務免除益についても新法の適用の可否は問題となる。

一方、「債務免除益」は配当所得にも該当しうる。例えば、代物弁済みなし配当事件は、民法上の任意組合（従業員持株会）が法人に対して負う債務について、当該法人の株式（法人側から見れば自己株式となる）による代物弁済を行ったことが、みなし配当（所税25条1項）の受け取りに該当するかが争われた事例である。法人が自己株式の取得と引き換えに「金銭その他の資産」を交付し、その交付した資産の価額が自己株式の価額を超える場合、その超える部分の金額が配当所得とみなされる（同項4号）。同事件控訴審判決（大阪高判平成24年2月16日訟月58巻11号3876頁）においては、「『金銭その他の資産の交付を受けた場合』とは、金銭その他の資産が実際に交付された場合だけでなく、同様の経済的利益をもたらす債務の消滅等があった場合も含む」として、債務の消滅がみなし配当の規定の要件に該当しうると認定されている。

106) 退職所得の意義については、5年退職金事件上告審判決（最判昭和58年9月9日民集37巻7号962頁）および10年退職金事件上告審判決（最判昭和58年12月6日訟月30巻6号1065頁）参照。

通常は、資産（自己株式）による代物弁済を行った以上、このような事例は（既に述べた譲渡所得の事例と同じく）疑似的な債務免除を受けたものとして債務免除益課税の問題の範疇外となる。しかし、みなし配当の規定によって、消滅した債務の額が自己株式の対価の額と株主に対する利益（債務免除益）の供与の金額に区分される。すなわち、みなし配当の規定によって、（通常は觀念されないはずの）配当として供与される「債務免除益」が創設されるのである。

しかし、みなし配当の規定の適用を受ける場合であっても、当該「債務免除益」は疑似的な債務免除益として債務免除益課税の問題から排除される。みなし配当の規定は、形式的には法人の利益配当ではないが、実質を見ると利益配当に相当する利益の供与を配当と擬制する規定である¹⁰⁷⁾。すなわち、みなし配当の規定が適用されて配当と擬制される「債務免除益」は、本来配当として享受すべきだった利益が債務免除益という形式をとっているというだけである。よって、（自己株式の対価部分とは別個の）配当と擬制される債務免除益の部分についても、疑似的な債務免除益として扱われるべきであって、債務免除益の問題の範疇外である¹⁰⁸⁾。従って、みなし配当の規定が適用される「債務免除益」は事業再生税制の適用対象外である。

以上述べたように、債務免除益は配当所得とされることはないが、給与所得等とされることがある。第一款における議論を前提とすると、事業所得等以外の所得分類として得た債務免除益については、新法の適用はない。それでは、平成26年度税制改正によって、資力喪失者が給与所得等として得た債務免除益は所得税法上収入金額に算入することとなったと解すべきだろうか。しかし、法令解釈通達はいくまで課税庁による法令の解釈を示したものであり、課税関係を規律する法源ではない（租税法律主義（憲法30条、84条）が要請する課税要件法定主義）。従って、その改廃によって課税関係が変動することはないものと考えるべきである¹⁰⁹⁾。この点、従来は法令の解釈を逸脱した違法な取扱いがされていたと解すれば、通達の廃止によって本来の正しい取扱いが行われるようになると解すべきとも思われる。しかし、裁判例において旧通達の取扱いは所税36条の合理的な解釈として当然導き出されるものとされている（H24 大阪地判、倉敷青果荷受組合事件第一審判決（岡山地判平成25年3月27日税資263号順号12184）参照）。また、資力喪失者が受けた債務免除益は「単に形式上の所得であって、免除を受けたことによってそれだ

107) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』（第一法規、1983年〔加除式〕）1522頁参照。

108) 株主に対する債務免除の配当該当性に関する米国の裁判例として、Hudson 対財務長官事件第六巡回区控訴裁判所判決（99 F.2d 630 (1930)）、Hawkinson 対財務長官事件連邦租税裁判所判決（23 T.C. 933 (1955)）参照。

109) このように、合理的な取扱いを定めた通達の廃止は特段の意味を持たず、むしろ通達廃止により解釈を明らかにする素材が失われるマイナス効果のみが残ると論じる文献として、酒井克彦『アクセス 税務通達の読み方』（第一法規、2016年）152頁参照。

け担税力のある所得を得たものとみるのは必ずしも実情に即したものとはいえない」¹¹⁰⁾ という観点から旧通達は設けられたものである。資力喪失者が受けた債務免除益に対する担税力の基準が平成 26 年度税制改正の前後で変化したといったような特段の事情は存在しない¹¹¹⁾。以上の理由から、旧通達のような所税 36 条の解釈は平成 26 年度税制改正によって旧通達が削除された後も有効と解すべきである。

旧通達の解釈が現行法においても妥当すると解した場合には、所税 36 条という収入金額に関する一般的な規定の解釈なのだから、事業所得等として得た債務免除益にも同様の解釈の射程が及ぶ可能性がある。しかし、事業所得等として得た債務免除益の非課税については、新法が規定されているのだから、こちらが優先適用されると考えるべきである。

確定申告手続における問題として、新法は当初申告要件が付されている一方（新法 3 項）、所税 36 条の解釈による非課税についてこのような要件が観念されないことは不合理であるようにも思われる。しかし、給与所得として得た債務免除益については、収入金額が 0 であれば、所得計算上無視され、申告手続において認識する必要がない¹¹²⁾。また、給与所得のみを得る者は、原則として源泉徴収と年末調整で課税関係が終了することから確定申告が不要である（所税 121 条 1 項）。退職所得についても、同様のことが言える（所税 30 条 2 項、203 条 1 項）。よって、当初申告要件が新法の上に設けられていることも、あながち不合理であるとも言えない。むしろ、当初申告要件は事業所得等だけに新法の射程が及ぶことの一証左と言えるであろう。

資力喪失者が債務免除を受けた場合、事業所得等として受けた場合には新法が適用され、給与所得等として受けた場合には所税 36 条の解釈により債務免除益が非課税となる（そもそも債務免除益が発生していなかったと考えられる¹¹³⁾）。このような解釈を取った場合には、新法における資力喪失要件の解釈論に加えて、給与所得等として受けた債務免除益の発生の有無という議論においても、債務免除益課税の理論を参照することが必要となる。債務免除益課税の理論のレベルから、債務免除を受けていても資力喪失者は経済的利益を得ていないと論証しなければ、所税 36 条の合理的な解釈としてこのような結論を導くこ

110) 後藤昇＝森谷義光＝阿部輝男＝北島一晃共編『所得税基本通達逐条解説 平成 24 年度版』（大蔵財務協会、2012 年）283 頁。債務免除を受けても担税力のある所得を得たとみられない資力喪失者の意義については、第三章において論証する。新法の解釈について、担税力の観点からアプローチを試みたと思われる論文の要旨として、浦河泰弘「要旨：所得概念と債務免除益について－収入金額の特例である所得税法 44 条の 2 を中心として－」龍谷大学大学院法学研究 17 号（2015 年）60～62 頁参照。

111) 担税力とは、税を負担する能力のことである。日本の所得税制は包括的所得概念を採用しており、「人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成する」（金子・前掲注 6）183 頁）。これを逆に言えば、経済的利得を得たように一見考えられても担税力が増加しなかった場合には所得は発生しない。旧通達は、このように包括的所得概念を採用する所得税法上当然に非課税となるものを確認していたものと考えらるべきである。

112) 給与所得控除額は収入金額によって決定されることから（所税 28 条 3 項）、0 の収入金額は所得計算に何ら影響を与えない。

113) 以下、「債務免除益がそもそも発生していない」ことの結果として「債務免除益が非課税になる」として議論を進める。いったん発生した債務免除益が何らかの理由により非課税となる、とは考えず、債務免除益の不発生と非課税（＝収入金額不算入）は矛盾しないということである。

とができないからである。第三章では、債務免除益課税の理論が資力喪失者の債務免除益非課税にどのように関わるのかを論じ、所得税法上非課税とされるべき債務免除益の範囲を明らかにする。

第三章 債務免除益課税の理論に基づく事業再生税制の解釈

本章では、第一章で概観した債務免除益課税の理論を参照しながら、第二章で整理した資力喪失要件の解釈論について再検討する。本章における検討を通して、本稿が取る債務免除益課税の理論および本稿が提示する資力喪失要件の解釈論が明らかとなる。

第一節 借入金アプローチの展開と手続的要件説

第一章で述べたように、本稿は債務免除益課税の理論に関してさしあたり借入金アプローチを支持する。そこで本節では、借入金アプローチの内容について、私法と関連づけて検討した上で、資力喪失者が得た債務免除益を同アプローチに基づいて考察する。

借入金アプローチとは、Zelenak による定式化の通り、受益要件および関連性要件によって債務免除益の課税または非課税を決定するアプローチである。受益要件とは、債務の発生時に債務者が非課税で利益を受けているという要件である。債務を負うことと引き換えに利益を得た場合（例えば、借入金を想定されたい）、債務を負ったことと利益を得たことが相殺され、税法上所得または損失が生じないことが受益要件の前提となっている。関連性要件とは、債務の発生と関連のある取引によって債務が消滅しており、債務の消滅が疑似的な債務免除（実質的には弁済と同視できる債務の消滅）に該当しないという要件である。両要件の優先関係は、関連性要件が優先するものであろう。関連性要件を満たさない場合、すなわち、何らかの資産の譲渡や役務の提供と引き換えに債務が消滅する場合には、それは債務免除益を享受したのではなく、債務の消滅という形で資産の譲渡や役務の提供の対価を受け取ったのである。従って、仮に受益要件を満たさない債務が消滅した場合であっても、課税される場面が存在する。関連性要件を満たさない疑似的な債務免除の場合は、受益要件についての検討を行うまでもなく、そもそも債務免除益課税の理論の範疇外なのである。

これを具体例を用いて説明したい。受益要件を満たさない債務免除として、一定の場合に負った損害賠償責任の免除または消滅が挙げられる¹¹⁴⁾。例えば、取締役等の役員が法人に対して善管注意義務（民法 644 条）違反の損害賠償責任を負った後に、それを免除され

114) 高橋・前掲注 3) 259～261 頁参照。

た場合である¹¹⁵⁾。このような場合に受けた債務免除については、借入金アプローチによれば、債務免除益は観念されない。何故ならば、債務免除の場面で顕在化しうる債務発生時の受益が無いからである。しかし、善管注意義務違反による損害賠償責任に対し、役員が保有している資産によって代物弁済（民法 482 条）を行ったならば、「資産の譲渡（中略）による所得」（所税 33 条 1 項）を得たものとして原則的に所得税が課されるべきである¹¹⁶⁾。一方で、代物弁済を行った資産に生活の用に供する家具等が含まれていたならば、その譲渡対価は非課税となる（所税 9 条 1 項 9 号）。すなわち、代物弁済の場面においては、債務の発生形態に関わらず、譲渡所得に対する課税が問題となるのみである。このように、疑似的な債務免除の場面において受益要件が果たす役割は存在しない。

「債務免除益」に対する課税の検討に当たっては、まず関連性要件によって債務免除益課税の問題であるかが検討された上で、受益要件によってその課税関係が検討される¹¹⁷⁾。以下、この優先関係に沿って検討を行う。

第一款 関連性要件と債務免除

債務の消滅に対する債務免除益課税の可否を議論するにあたっては、まず、その債務の消滅（＝債権債務関係の終了＝債権の消滅）が疑似的な債務免除（実質的に弁済を受けるもの）ではなく、真の債務免除と言えるかが問題となる。これを判断するのが関連性要件である。

債務の消滅原因としては、民法上、弁済、相殺、更改、免除、混同の 5 つの類型が規定

115) 増井・前掲注 37) 271 頁参照。ここでは、善管注意義務は、自己または第三者の利益のために会社の利益を侵害してはならないという忠実義務（会社法 355 条）とは異なるという見解（異質説）を前提としている（伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第 3 版〕』（有斐閣、2015 年）217 頁 [伊藤靖史執筆部分]、神田秀樹『会社法〔第 18 版〕』（弘文堂、2016 年）226 ～ 228 頁参照）。ただし、これについては、善管注意義務と忠実義務を区別する必要はないという見解（同質説）もある（田中亘『会社法』（東京大学出版会、2016 年）254 ～ 255 頁参照）。

116) このことは、譲渡所得の性質および二段階取引との公平性という 2 つの側面から説明できる。

譲渡所得に対する課税は、資産の移転を機会に、資産の値上がり益を清算して課税する趣旨であると解されている（清算課税説。榎本家事件上告審判決（最判昭和 47 年 12 月 26 日民集 26 卷 10 号 2083 頁）参照）。この趣旨を鑑みれば、譲渡所得の発生原因となる「資産の譲渡」（所税 33 条 1 項）には、有償無償を問わず資産を移転させる一切の行為が含まれ（財産分与譲渡所得課税事件上告審判決（最判昭和 50 年 5 月 27 日民集 29 卷 5 号 641 頁）参照）、代物弁済も資産の譲渡に当然含まれる。これは、債務免除益課税の理論における受益要件とは関わりのない、譲渡所得課税における議論である。

二段階取引との公平性とは、債権者に対する資産の譲渡（売買等）および譲渡対価による債務の弁済という 2 段階の取引を行った場合との公平性、ということである。2 段階の取引を経た場合には、債権者に対する資産の譲渡は当然譲渡所得の発生原因となり、債務の弁済は所得から弁済額が控除される原因にはならない。これと同様に、代物弁済が行われた場合であっても、譲渡所得課税がされるべきである。このように、疑似的な債務免除を峻別するために資産の譲渡や役務の提供とその対価による弁済を 2 段階に分けて検討する考え方として、高橋・前掲注 3) 250 ～ 251 頁参照。

117) 債務の発生については受益要件により検討され、債務の消滅については関連性要件により検討されるため、テストされる事実の時系列についてはこれと逆である。

関連性要件が受益要件に優越するという本稿の議論は、債務の弁済が受益要件に関わらず所得計算上考慮されないということを前提としている。一方で、本来はこのような受益要件を満たさない債務の弁済額を所得計算上控除すべきであるとする見解もある（高橋・前掲注 3) 260 ～ 261 頁参照）。

されている（民法 474 条ないし 520 条）。これら以外のものも加えて整理すると、①弁済、②債権者が間接的に満足を得るもの（弁済供託（民法 494 条）、代物弁済（民法 482 条）、相殺、更改、混同）、③債権者の満足を伴わないもの（免除、消滅時効（民法 166 条）など）の 3 つの類型が債務の消滅原因として存在する¹¹⁸⁾。

関連性要件はまさに、債務の消滅時において債権者が債権分の満足を得ていない（債務者の側から言えば、債権者に債務分の満足を与えていない）という要件である。債権者が債務の発生と直接に関連する行為によって債務額分の満足を得た（①弁済の）場合には、当然債務免除益は発生しない。一方で、債務の発生と直接には関連しないが、間接的に債権者が満足を得る（上記類型でいう②の）場合には、形式的には債務免除益を得たかのように思えたとしても実質的に債権者は満足を得ており、その「債務免除益」は疑似的な債務免除益である¹¹⁹⁾。従って、③債権者の満足を伴わない債務の消滅のみが、関連性要件を満たす債務の消滅である。

上記のことを、代物弁済と債務免除の比較によって分析したい。代物弁済により得る所得が関連性要件により債務免除益課税の理論から外れる旨は、譲渡所得および配当所得についての検討として第二章で既に述べた。これは、他の所得分類であっても同様である。例えば、棚卸資産による代物弁済を行った場合には、当該資産の譲渡と考えられ、譲渡益が事業所得の金額に算入される（所税 33 条 2 項 1 号）。また、役務提供を目的物とする代物弁済についても¹²⁰⁾、関連性要件を満たさず、当該役務提供の対価を得たものとして扱われる。一方で、本稿が中心的に取り扱う民法上の債務免除（民法 519 条）については、債権者が満足を得て債務が実質的には弁済されるもの（疑似的な債務免除）ではないので、関連性要件については基本的に充足する。

もっとも、債務免除益課税の理論を直接経済的実質に当てはめたならば、民法上の債務

118) 中田裕康『債権総論〔第3版〕』（岩波書店、2013年）299頁参照。

119) Debt Equity Swap (DES) が行われた場合、混同によって法人税法上の益金（債務消滅益）が生じるものとされているが（東京地判平成 21 年 4 月 28 日税資 259 号順号 11191 参照。なお、平成 18 年度税制改正により適格現物出資に当たる DES から益金が生じることが明らかにされたが（法税 8 条 1 項 8 号参照）、どのような取引からこれが生じるかは明らかになっていない）、借入金アプローチに沿って考えればこれは失当である（当該「債務消滅益」は疑似的なものである）ように思われる。何故ならば、混同によって債権者が債権額分の満足を得ているからである。

疑似的な債務免除を峻別するために資産の譲渡や役務の提供とその対価による弁済を 2 段階に分けて検討する考え方によっても、この結論は変わらない。混同により債務消滅益が生じるとする取扱いでは、株式の発行とそれによって得た資金による弁済を 2 段階に分ける取引、いわゆる疑似 DES と、1 段階の取引による DES の両取引について、債務者法人の税負担が異なっている（太田洋＝北村導人「デット・エクイティ・スワップ (DES) に関する租税法上の諸問題」経理研究 55 号 (2012 年) 319 頁参照)。

もっとも、本稿は混同の段階での益金の認識に疑問を呈するのみである。その他の段階（上記東京地判においては、債権の出資および新株の発行と認定されている）や DES 全体を一つの取引として見る場合（混合取引説。金子宏「法人税における資本等取引と損益取引」同編『租税法の発展』（有斐閣、2010 年）338 頁参照）の益金の認識については何ら述べていないことに注意されたい。

120) 代物弁済は、ほとんどが物や債権など税法上資産と扱われるものを譲渡する形で行われるが、何かをなす債務も代物弁済の要件である「他の給付」には含まれる。中田・前掲注 118) 387 頁参照。

免除を受ける場面であっても、関連性要件が考慮されるべき場面が存在しうる。例えば、代物弁済と債務免除が同時に行われた場合には、債務免除額を資産の譲渡の対価と考えることも可能である。

しかし、このような場合において、債務免除益として得た額を他の取引の対価の額に含めることは、租税法律主義（憲法 30 条、84 条）が要請する法的安定性の確保の観点から許されない。「租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである」¹²¹⁾。私法上 2 つの取引（代物弁済および債務免除）が有効に成立しているにも関わらず、経済的に同一であるとしてそれらを 1 つの取引と擬制して課税をすること（経済的実質主義に基づく課税）は、税法上特段の規定がない限りできない¹²²⁾。従って、有効に行われた債務免除を前提とする限り、関連性要件は問題とならない¹²³⁾。

ただし、債務免除額を減額させる条件等についてはこれと別個に考えるべきである。例えば、債務の一部の弁済を停止条件として債務免除を行った場合には、債務免除益の金額は当然弁済額を除いた残債務の額である。同様に、一部金額の代物弁済を条件として債務免除が行われた場合には、債務免除額の減額分（＝弁済分）については資産の譲渡や役務の提供の対価として、残債務の免除額は債務免除益として考えるべきであろう。借入れ時に担保に供され、債務免除時に債権者によって換価された不動産等の価額の部分も、疑似的な債務免除益と考えるべきである¹²⁴⁾。

121) 金子・前掲注 6) 120 頁。

122) このような観点から、納税者が締結した 2 本の売買契約を 1 本の交換契約と擬制して課税が行われることは許されないとした裁判例として、岩瀬事件控訴審判決（東京高判平成 11 年 6 月 21 日高民集 52 卷 1 号 26 頁）参照。

123) この点は、特に給与所得として債務免除益を得る場合に重要である。給与所得は労務の対価としての性質を有する（弁護士顧問料事件上告審判決（最判昭和 56 年 4 月 24 日民集 35 卷 3 号 672 頁）参照）。従って、給与所得として得る「債務免除益」は債務免除により得られたものであれ労務の対価として得るものであって、関連性要件を満たさず、全て債務免除益の問題から排除されるようにも思われる。

しかし、雇用契約に基づき給与債権の弁済として受ける給付と借入金の免除は別個の私法上の法律関係により受けるものであって、課税上両者を一つの取引と構成することは租税法律主義の要請から許されない。

別の側面から言えば、債務免除益の所得分類は債務の発生から消滅までの事実関係の総合考慮により判断されるが、関連性要件はあくまで債務の消滅のみについて、その対価性の有無を（私法上の法律関係に沿って）判断するものである。従って、関連性要件を満たす債務免除益であっても労務の対価の性質を有するというのは、何ら矛盾した議論ではない。

もっとも、本稿は借入金の免除であっても給与所得とされることがあるということを前提として議論を行っているのみである。そのような給与所得概念を支持する立場を取っている訳ではないことに注意されたい。また、債務免除益の所得分類の判断方法については、判例研究であり、借入金アプローチに基づいて論じたものではあるが、拙稿「ノンリコース債務免除益の所得分類」青山社会科学紀要 45 卷 1 号（2016 年）59 ～ 85 頁参照。

124) なお、非典型担保物権のうち譲渡担保については、その課税の時期について担保設定時と債務不履行時（＝債権者への帰属時）のいずれとすべきが議論がある（所基通 33-2、注解所得税法研究会編『注解 所得税法 [5 訂版]』（大蔵財務協会、2011 年）700 ～ 709 頁参照）。

第二款 受益要件と金銭消費貸借契約

疑似的でない、真の債務免除益の課税関係は、借入金アプローチにおいては専ら受益要件によって決定される。受益要件とは、債務の発生時（＝債権債務関係の成立時＝債権の発生時）において債務者が非課税で利益を得ているという要件である。

受益要件を検討するには、まず「利益」の定義を考察する必要がある。この点については、得た時点で本来課税すべき利益が債務の存在によって課税されないという借入金アプローチのモデルを前提とすれば、所得税法において収入金額として規定される金銭、金銭以外の物もしくは権利の収受または経済的な利益の享受と解すべきであろう（所税36条参照）。では、このような利益を債務の発生時に非課税で得ている法律関係とは、どのようなものだろうか。

債権の発生原因として、民法の債権法部分（第三編）においては、①契約（民法521条以下）、②事務管理（697条以下）、③不当利得（703条以下）、④不法行為（709条以下）の4つの類型が規定されている¹²⁵⁾。本稿は、序論で述べた通り、ある個人が法人と金銭消費貸借契約（民法587条）を締結した（資金を借り入れた）後、事業再生の場面において債務免除（民法519条）を受けた場合を想定する。従って、①契約による債務の発生と受益要件の関係のみを論じれば足りるようにも思われるが、ここでは念のため他の類型（事務管理、不当利得、不法行為）についても検討する。

まず、②事務管理による費用の償還請求権は、管理者が「本人のために有益な費用を支出したとき」に生じる（民法702条）。事務管理の場面では、債務の発生時において費用を肩代わりするという経済的利益を債務者は受けており、償還請求権の発生は受益要件を満たす。また、③不当利得返還請求権については、要件として「他人の財産又は労務によって利益を受け」ることが規定されている（民法703条）。従って、債務者は債務の発生時において利益を受けている。しかし、「課税の対象となるべき所得を構成するか否かは、必ずしも、その法律的性質いかんによつて決せられるものではない」^く（制限超過利息事件上告審判決（最判昭和46年11月9日民集25巻8号1120頁））、「不法な利得も課税の対象となる」¹²⁶⁾ものと解されている（所基通36-1も参照）。従って、不当利得返還債務については、債務の発生時点で利益（利得）に対して課税されることから、その発生は受益要件を満たさない¹²⁷⁾。④不法行為に伴う損害賠償請求権については、「他人の権利又は

125) もっとも、債権はこれらの規定のみによって発生するのではない（例えば、租税債権など）。債権法が規定するもの以外の債権の発生原因についてもまとめたものとして、法律行為（契約など）、法律の規定（事務管理、不当利得、不法行為など。租税債権もここに含まれるものと思われる）、信義則（民法1条2項）という3つの類型がある（中田・前掲注118）20～21頁参照）。

126) 金子・前掲注6）184頁。

127) 借入金が所得とされないことと不当利得が所得とされることは整合しないようにも思われる。借入金が現金とその返済債務の両建てによって所得と見られないならば、同様に不当利得もその返還債務との両建てで所得と見られるべきではないであろう。不当利得返還債務が所得計算上無視される点について、一般的な「税法と私法」論の限界を指摘し、税法独自の論理である経済的観察法の影響があるものとする見解として、岡村ほか・前掲注32）47～48頁〔岡村忠生執筆部分〕参照。

法律上保護される利益を侵害した」ことが要件とされるのみである（民法 709 条）。従って、受益要件該当性については個別具体的な検討が必要であり、利益を得ることなく単に他者の利益を侵害したのみである場合には、その発生は受益要件を満たさない¹²⁸⁾。

①契約による債務の発生は受益要件該当性については、当該契約の性質により異なる。例えば、売買契約については、売り手が買い手に「財産権を相手方に移転することを約」することによって成立するのだから（民法 555 条）、売買契約に伴う債務（買掛金）の発生は、それと引き換えに財産権の移転を受ける権利が確定したのものとして受益要件を満たす。一方で、贈与契約については、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示」すれば成立する（民法 549 条）。贈与する意思表示するだけでは債務者（＝贈与者）には何ら利益は生じないことから、仮に債権者（＝受贈者）が贈与義務を免除したとしても、債務免除益は発生しない¹²⁹⁾。

本稿が主に取り上げる金銭消費貸借契約においてはどうか。消費貸借契約は、債務者が「相手方から金銭その他の物を受け取ることによって」成立する（民法 587 条）。金銭消費貸借契約においては、債務者は契約時点で金銭を受け取り¹³⁰⁾、かつ借入金は収入または所得とされないの、有効に成立した金銭消費貸借契約に伴う債務（借入金）の発生は受益要件を満たす。

以上のように、債務発生時の法律関係によって受益要件該当性は一定程度判断が可能である。もっとも、上記の検討はあくまで民法上の典型契約の通則的な要件についての、いわば教室事例的な検討である。実際には、条件等その契約の法律構成をもって、受益要件該当性は判断されねばならない。例えば、贈与契約であっても、負担付贈与（民法 553 条）の場合には、債務者（＝贈与者）は贈与契約締結時に利益を受けている可能性がある。

いずれにせよ、債務免除益課税の理論と事業再生税制の関係性を検討する本稿において重要なのは、受益要件は債務の発生時の法律関係のみを考察する要件であるということである。すなわち、第一款における検討も併せて考えれば、借入金アプローチにおいては、債務の発生時に非課税で利益を受け、その債務が弁済または疑似的な債務免除以外の形で消滅した場合には、債務免除益が発生したと考えられる。これを当てはめれば、借入金の

128) ただし、単純な他者の利益の侵害が利益と見られることもあろう。高橋教授は消費という観点からこのことを考察している（高橋・前掲注 3）260 頁参照）。消費という側面以外にも、例えば類似した事業を営む他者に対して損害を与えることで自己の事業を発展させたなどの場合には、利益を受けているとも言いうる。しかし、これらについては、本稿が「所得税法上収入金額として規定される金銭、金銭以外の物もしくは権利の収受または経済的な利益の享受」として利益を定義づけていることにより、一定程度排除されるものである。

129) 増井・前掲注 37）268～269 頁参照。債務者（贈与者）または債権者（受贈者）が書面によらない贈与契約を撤回した場合も同様である（民法 550 条）。

130) ただし、消費貸借契約の予約が認められているなど（民法 589 条）、消費貸借契約の要物契約性は民法上厳格に要求されていない。一般的または一定の場合に諾成的消費貸借契約を認めるべきである、という学説もある（潮見佳男『債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得 [第 2 版]』（新世社、2009 年）111～114 頁、内田貴『民法Ⅱ 債権各論 [第 3 版]』（東京大学出版会、2011 年）249～251 頁参照）。

債務免除を受けたならば、どのような場合にも債務免除益が発生すると考えるべきである、といった結論が導かれる。

第三款 倒産法制の要請に基づく解釈としての手続的要件説

借入金アプローチにおいて、借入金の債務免除ではどのような場合にも債務免除益が発生すると考えるべきならば、事業再生税制はどのように位置づけられ、適用要件はどのように解されるべきだろうか。債務免除益が事業再生税制の適用により非課税となる理由はどこに存在し、債務免除益が非課税となる資力喪失要件とはどのような場合を指すのか。

第一章で述べた通り、借入金アプローチを支持する先行研究は専ら事業再生税制を批判しており、事業再生税制の積極的な解釈を行っていない以上、借入金アプローチから合理的に導かれる資力喪失要件の解釈は明らかでない。しかし、一つの解釈上の原則として有りうるのは、高橋教授が述べた「新たなスタート (a fresh start)、しかし有利でないスタート (not a head start)」のような¹³¹⁾、課税の公平に対して倒産法の要請を盛り込む(両者を調和させる)、という方向性である。すなわち、経済的利益を得ていると考えられ課税の公平を考慮すれば課税されるべき債務免除益が、倒産法が要請する何らかの原則により課税を免れる、という考え方である。このような考え方について、倒産法学の議論を援用することで、より詳しく述べてみたい。

倒産法学においては、民法等が規定する既存の法律関係を倒産法が変更する根拠や原則といった点について、一定の議論が存在している。例えば、水元教授は、米国の倒産法学の議論から、倒産法が民法秩序を変更する根拠として相対的価値保障原理を導き出している¹³²⁾。相対的価値保障原理とは、「非倒産法(＝一般実体法)において債権者が有する権利の『相対的価値 (relative value)』は、倒産手続においても保障されるべし」¹³³⁾という原理である。債務者が倒産した場合、債権者が有する権利はそのままには保障されない。しかし、他の債権者が有する権利に対する各々の有する権利の相対的な価値は、倒産手続を通じて保障されなければならない。このような原理に基づいてのみ、倒産法が民法秩序を変更することは許される、とする¹³⁴⁾。

相対的価値保障原理は、あくまで倒産手続以前に債権者が有していた非倒産法上の権利を倒産法が変更する根拠である。従って、租税債権に対して直接影響があるのは、倒産手続における租税債権の取扱いという点のみである。しかし、債務免除益に対する所得課税

131) 高橋・前掲注5) 165頁参照。

132) なお、個別的権利行使禁止原理という原理も導き出されるが、想定的価値保障原理がこれを包摂しており(水元宏典『倒産法における一般実体法の規制原理』(有斐閣、2002年)52頁参照)、「倒産法における一般実体法の規制原理としては、相対的価値保障原理のみを挙げれば足りる」(水元・同144頁)ものとされる。

133) 水元・前掲注132) 52頁。

134) 山本教授は、非倒産法と倒産法のズレを最小限にして倒産手続の過剰な利用や過小な利用を防止するものとして、水元教授の見解を支持している(山本和彦「倒産手続における法律行為の効果の変容」『民事手続の現代的使命 伊藤眞先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2015年)1189～1190頁参照)。

という倒産手続によって新たに生じる租税債権についても、その趣旨を及ぼすことは可能であろう。租税債権者（国）が倒産手続以前に有する債権は、倒産手続において一定の割合で弁済される。倒産手続を経ずに弁済を受けることは、債権者間の相対的な価値の維持を損なうものであるため、倒産法上認められない（破 42 条 1 項および 2 項、民再 85 条 1 項参照）。倒産手続において生じた債務免除益に対して課税を行うことは、形式的には国以外の債権者が有する権利の相対的価値を倒産手続において損なうものではない。しかし、実質的には、債務者が有し、そこから債権者に対する弁済に用いられるべき財産を強制的に徴収するのであるから、倒産手続において生じた債務免除益に対する課税は他の債権者の権利の相対的価値を侵害するものである。従って、仮に税法上課税すべき債務免除益であっても、倒産法上の要請によって租税債権者はそれに対して課税すべきでない。

以上のように、債務免除益課税の理論とは別個の論拠、倒産法の要請により事業再生税制を基礎づけることは可能である。そして、事業再生税制を基礎づけられない借入金アプローチにおいては、このように倒産法の要請を借用することによってのみ事業再生税制の解釈が導かれるものであろう。倒産法の要請を借用する観点からは、第二章で述べた手続的要件説のみが資力喪失要件の解釈として導き出される。相対的価値保障原理の援用の議論を逆に述べれば、債権者間の平等を志向するような手続のみ、課税要件を変更する根拠を有するということになる。従って、法的整理や、一定の準則に基づいた（債権者間の平等が制度上担保された）私的整理手続のみが事業再生税制の適用要件を満たすと言うべきである¹³⁵⁾。また、新法のような倒産法の要請を考慮する明文の規定が無ければ課税の公平を原則として優先すべきである、として、所税 36 条の解釈による（給与所得等として得た）債務免除益の非課税について否定的な解釈論にも繋がりうる。

しかし、第二章で既に分析したように、手続的要件説は事業再生税制の適用範囲を非常に限定的にする。従って、本稿はこれを取らず、資力喪失要件を実体的に構成すべきという立場に立つ。本稿は基本的に借入金アプローチを支持するが、手続的要件説を取るべきでないという点は揺るがない。また、所税 36 条の解釈による非課税については、非課税を明示的に定める規定が存在しない以上、税法学独自の観点から論理的に基礎づける他はない。ここにおいて、理論に基づいた債務免除益課税の基準を定立するという本稿の目的を達成するために、借入金アプローチと異なる新たな理論の構築が必要となる。次節においては、借入金アプローチを出発点とした上で、事業再生税制を基礎づけるために新たな理論を構築する。

135) もっとも、水元教授の議論はあくまで法規範による非倒産法の変更を前提としており（水元・前掲注 132）2 頁参照）、私的整理手続は射程範囲内とはなっていないことに注意。つまり、相対的価値保障原理に基づいて手続的要件説（特に準法的手続説）を基礎づける議論は、①倒産法による既存の権利関係の変更ではなく、倒産法によって生じる新たな債権債務関係について相対的価値保障原理を用いている点、②法規範のみならず、私的整理手続における準則にも相対的価値保障原理を用いている点の 2 点において、水元教授の議論を援用しているものである。

第二節 借入金アプローチにおける受益要件の再検討—借入金アプローチから債務控除アプローチへ

本節では、債務免除益課税の理論の新たな枠組みを構築する。

本稿の目的は、課税される債務免除益と非課税となるものを区別する基準（債務免除益課税の可否の基準）を定立し、その基準の中に事業再生税制を組み込むことである。すなわち、税法が目的とする課税の公平の枠内で、借入金等の債務免除を受けても債務免除益が非課税となるべき（そもそも債務免除益を得たとは考えられない）資力喪失者の意義を明らかにすることを目的とする。そのためには、純資産アプローチよりも良く債務免除益課税の可否の基準を定立する借入金アプローチを出発点とした上で、それとは異なるアプローチを構築しなければならない。本稿では、借入金アプローチにおける受益要件を分析する方法により、新たなアプローチを構築する。そのアプローチを前提として、事業再生税制についても新たな解釈論を展開する。

第一款 受益要件の分解

借入金アプローチにおける受益要件とは、「債務の発生時点において、債務者が非課税で利益を受けている」という要件である。「非課税で利益を受けている」ということは、①債務の発生時に利益を受けており、②その利益が非課税となっている、ということの意味する。①債務の発生時の受益は、第一節で分析したように、私法上の法律関係から分析することが可能である。一方で、②受益の非課税については、課税関係を決定するための税法上の分析が成されなければならない。つまり、受益要件は私法と税法という別個のレベルの事項について一つの要件として規定しており、実際にはその内容は2つの要件を規定していると考えるべきである。

②債務発生時に受けた利益が非課税となるのは、発生した債務が純資産を減少させるものとして、収入または所得の減算項目として扱われるからである¹³⁶⁾。つまり、②利益が非課税となるという要件は、「債務の存在が税法上考慮され、所得額から控除されている (tax benefit を受けている)」ことと言い換えてよい。このような読み替えは、借入金アプローチの考え方から特段逸脱するものではない。例えば、Bittker & Thompson 論文は、Bowers 対 Kerbaugh-Empire 社事件最高裁判所判決 (271 U.S. 170(1926)) の法理を批判する際に、当該事例により生じた債務免除益に課税しないことで二重の控除が生まれることを論拠としている¹³⁷⁾。増井論文も、「返済債務を見越計上する」¹³⁸⁾ こととして債務額分の所得からの控除を記述している。

特段新たな要件を付すのでなければ、それはあくまで説明の便宜であって、一つの要件

136) 岡村ほか・前掲注 32) 87 頁 [岡村忠生執筆部分] および岸田ほか・前掲注 33) 53 頁 [吉村典久執筆部分] 参照。

137) See Bittker & Thompson, *supra* note 47, at 1163.

138) 増井・前掲注 7) 196 頁。

を分解する必要はない。しかし、債務発生時の受益と債務額の控除は別個の要件と考えるべきである。不当利得について、債務の発生と同時に利益を受けた場合であっても債務の存在が無視され、利得に対して課税されることは既に述べた。一方で、第二款で述べるように、受益無しで債務の控除のみが顕在化し、所得額から債務額の全部または一部が減算される不当利得と逆の場合も存在する。つまり、①受益の有無と②債務の考慮は互いに独立の要件である。

受益要件は「利益を非課税で受ける」という1つの要件と解すべきではなく、「①債務の発生時に受益していること、②債務の金額が所得計算上考慮されること」という2つの要件と解すべきである。このような分析を前提として、以下、借入金アプローチにおける受益要件（非課税で受益していること）を「広義の受益要件」、①債務発生時の受益を「狭義の受益要件」、②債務の金額が所得の減算項目として扱われることを「債務控除要件」と呼称して、議論を進めていく。

第二款 債務控除要件による狭義の受益要件の包含

第一款で述べたように、広義の受益要件を狭義の受益要件と債務控除要件に分解した場合に、いずれの要件が優先すると考えるべきだろうか。この点、借入金アプローチにおいては、受益を前提として債務の控除が問題となっており、狭義の受益要件が債務控除要件に優先する。しかし、本稿は逆に、債務控除要件が狭義の受益要件に優先し、むしろ狭義の受益要件は不要であるという考え方を取る。ここにおいて、本稿が借入金アプローチと異なる理論的枠組み、債務控除アプローチを提唱することが明らかとなる。

狭義の受益要件を満たさない債務の発生としてしばしば挙げられるのは、損害賠償債務の発生である。もっとも、第一節で確認したように、不法行為に伴う損害賠償債務の発生については、受益要件該当性を債務の発生の形態によって実質的に判断しなければならない。ここでは、個人事業主が事業活動として自動車の運転をしていて、他人の車に追突してしまった場合を考えたい。この場合には、当該事業主は何ら（収入金額とされるべき）利益を得ていないことから、①狭義の受益要件を満たさない。一方、業務の遂行上生じた損害賠償債務については、家事上の経費または「故意又は重大な過失によつて他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金」（所税令 98 条）に該当しなければ、「所得を生ずべき業務について生じた費用」として事業所得の計算上必要経費に算入できる（所税 37 条 1 項、45 条 1 項 7 号）。つまり、②債務控除要件を満たす場合も存在する。

それでは、ある損害賠償債務が必要経費性を有するものであった場合には、その損害賠償債務について受けた債務免除益は果たして課税所得となるのだろうか。損害賠償金等の間接費用については、債務の確定した年度において必要経費への算入が認められている（所税 37 条 1 項括弧書き。所基通 37-2 の 2 も参照）。ここでは、損害賠償債務が確定した（例えば、個人事業主が払うことを約束した）後に、その債務の一部を債権者が免除した場合を考えたい。債務の確定と免除が同一年度に行われた場合には、支払うべき債務の額

が減額されたのであるから、確定した債務の額として必要経費に算入されるのは減額後の金額であろう。一方で、債務の確定と免除が年度を跨いで行われた場合には、債務の確定年度においては、損害賠償債務の金額全額が必要経費に算入される。その後、免除の年度においては、債務免除を受けたのであるから関連性要件を満たすが、受益がないことから狭義の受益要件を満たさない。

以上の分析を前提とすれば、借入金アプローチのように狭義の受益要件が債務免除益課税にとって必須の要件であると解すると、一度必要経費に算入された損害賠償債務が免除された場合であっても、受益していない損害賠償債務の免除からは課税されるべき債務免除益は発生しないと解する他ない。すなわち、債務免除が年度を跨ぐだけで、所得から減算される金額が増加する不公平な結果を招くのである。課税期間の選定は必然的なものではなく人為的なものであって¹³⁹⁾、それによって課税される所得金額に極端な差異が生じるべきではない。

一方で、関連性要件および債務控除要件のみを債務免除益課税の要件とすれば、まさに債務の存在によって所得額の減額が発生しているのであるから、上記事例のような債務免除益については課税すべきものとなる。すなわち、債務控除要件が受益要件に優先すると考えることにより、課税の公平がより担保されるものと考えられる。そして、このように考えたならば、狭義の受益要件はあくまで債務控除要件の一つの証拠と扱うべきである。債務の発生時において利益を得ているならば、その受益が非課税となることにより、原則として債務控除要件を満たすことが示される。一方で、債務の発生時において利益を得ていない場合であっても、債務の存在により所得から債務額が控除されていれば、債務控除要件を満たす。つまり、広義の受益要件は債務控除要件に取って代わられるのである¹⁴⁰⁾。

このような債務免除益の捉え方は本稿が初出と考えられるが、米国内国歳入法典の規定とも整合的である。内国歳入法典においては、債務免除益についての一般的な原則として「その債務の支払いが控除を生み出す限りにおいて、債務免除から所得は実現しない」とされている（内国歳入法典 § 108(e)(2)）。この規定は、債務を負ったことが生み出す所得額の控除と債務免除益が両建てになることを示したもののだが、このような所得額の控除を生み出す債務の消滅において債務免除益が発生することを前提にしている。債務発生時の受益を判断基準とする借入金アプローチにおいては、この規定を説明することができない。

上記のような借入金アプローチの「失敗」は、同アプローチが債務発生時の受益を重視することに加え、債務発生時と債務消滅時のみに着目する手法にも基因する。例えば、Seto は、「ある納税者の課税所得は、どのように測定されようと、最終的にはその納税者

139) 中里実「所得概念と時間」金子宏編『所得課税の研究』（有斐閣、1991年）132～136頁参照。

140) ここでは、損害賠償債務を例に取って債務控除要件を基礎づけた。債務控除要件が債務免除益に対する課税の基準となるべきことは、一般的に、受益無しで債務を負い、債務を負ったことが必要経費性を有する場合を考えれば基礎づけられる。このような債務については、借入金アプローチにおいては債務免除益課税が否定され（したがって課税の公平が損なわれ）、債務控除アプローチにおいては債務免除益課税が肯定される。

の実際の所得に一致しなければならない¹⁴¹⁾という完全会計原則を支持する立場から、(純資産アプローチおよび)借入金アプローチが債務の発生から消滅までの間に生じた課税関係を無視していることを批判し¹⁴²⁾、完全会計アプローチという Seto 独自の債務免除益課税の理論を提唱している¹⁴³⁾。単年会計と異なる取引会計をその理論的な基礎の一つとして置きながらも¹⁴⁴⁾、借入金アプローチが考慮しているのは債務の発生時と債務の消滅時のみであって、それは「二年会計」とでも呼ぶべきものであろう。実際には、債務の発生から債務の消滅までの期間も考慮しなければ、債務の課税上の考慮の有無は判断できないのである¹⁴⁵⁾。

以上の分析を前提として、本稿は借入金アプローチに代わり、債務控除アプローチを提唱する。債務控除アプローチとは、①債務控除要件（債務の発生から債務の消滅までの間の所得計算において、債務の存在が考慮されている）および②関連性要件（債務が実質的に弁済されていない）という2つの要件によって債務免除益に対する課税の可否を判断する理論的枠組みである。

【債務免除益課税の理論のイメージ図】

		アプローチ名		
		純資産アプローチ	借入金アプローチ	債務控除アプローチ
判断基準	債務発生時	×	受益	債務額の考慮
	債権債務関係継続中	×	×	
	債務消滅時	純資産の増加	疑似的な債務免除	疑似的な債務免除

141) Seto, *supra* note 49, at 227.

142) *See id.* at 239-240.

143) なお、完全会計アプローチと債務控除アプローチは非常に近い立場である。債務の消滅時点において、債務の発生から債務の消滅までの課税関係を考慮して債務免除益課税を決定する、という点では、ほぼ同一の検討を行っている。しかし、完全会計アプローチは債務免除益課税において租税属性の調整のみを要求し、課税所得の調整を要求しない (*See id.* at 241)。債務超過者が得た債務免除益についても非課税は主張せず (*See id.* at 263-265)、この点において債務控除アプローチとは大きく異なる（債務控除アプローチの立場につき、本節第三款を参照）。

完全会計アプローチと債務控除アプローチが同じ検討手法を取りながら異なる結論を得る理由としては、米国法と日本法で租税属性の取扱いに大きな差異があることが挙げられる。例えば、純損失 (NOL) のみを取っても、米国では原則として2年間の繰戻と20年間の繰越という広範な控除が認められている（内国歳入法典 § 172(b)(1)(A)）。従って、債務免除益課税の場面においては、租税属性を債務免除益から控除することで原則的には課税が繰り延べられるのである。Darrell が租税属性の減額を超える部分はほとんど存在しないとして1939年に制定された事業再生税制を批判した点も、まさにこのような理由による (*See Darrell, supra* note 53, at 1003-1004)。

144) *See Zelenak, supra* note 49, at 293.

145) もっとも、債務控除アプローチは取引全体アプローチ (Bowers 対 Kerbaugh-Empire 社事件最高裁判所判決 (271 U.S. 170(1926)) のような、借入金の投資による利益の有無によって債務免除益の有無を判断する考え方) とは異なることに注意。借入金を何に投資したかということを債務控除アプローチは問題にしておらず、あくまで債務控除の有無を関連性要件と並ぶ一つの基準として置いている。むしろ、二重の控除を防ぐという観点からは、取引全体アプローチとは厳しく対立する。

第三款 債務控除要件と債務超過

債務控除アプローチにおいても、借入金アプローチと同じく、個人が受けた借入金の債務免除は原則として所得税法上の収入金額と見られるべきである。まず、借り入れた時点においては、受け取った現金と同額の返済債務が見越し計上されるため、債務控除要件を満たす。債務免除については、借入金アプローチにおける分析と変わらず、関連性要件を満たす。よって、借入金アプローチと同じく、債務控除アプローチは事業再生税制を理論的に基礎づけられないとも論じうる。

しかし、第二款で述べた損害賠償債務の例から明らかなように、債務の控除は債務の発生時点のみに生じるものではない（付け加えるならば、損害賠償金を年金として支払う場合には、各年度において債務が確定したと考えるべきである。所基通 37-2 の 2（注）も参照）。よって、債務控除要件は債務の発生から消滅までの全期間の所得計算について判断すべき要件であろう。

そして、このような観点からは、保有する財産よりも多くの債務を負っている債務超過者が受けた債務免除益は基本的に非課税となるべきである。何故ならば、債務超過者が負う債務のうち債務超過分については、純損失の取扱いを考慮すれば、所得計算上考慮されていないと考えられるからである。

以下、具体例を用いて考察したい。便宜上、利息および税負担を観念せず、各事業者は青色申告者であり、取引も全て現金で行っていたものとする。個人 A が、X1 年 1 月 1 日から何も資産を持たない状態から 110 の借入金を元手に事業を始め、毎年事業上 10 の損失を負ったとしよう。X6 年末の時点で、A は 50 の現金を有する一方、110 の債務を負っており、60 の債務超過である。X5 年までの間、A は、110 の借り入れた現金を得て、110 の債務を負い、60 の損失を被ったのであるから、トータルで見て 60 の純資産の減少が考慮されなければならない。ところが、日本の所得税は完全還付制度を取っていない以上¹⁴⁶⁾、60 の純資産の減少は所得計算上控除されない。

このことは、損失のみを生じる事業を営んでいる者以外の者についても言えることである。例えば、個人 B が、A と同じく X1 年から 110 の借入金を元手に事業を開始したとしよう。X6 年までの間、奇数年においては損失が 50 生じ、偶数年においては所得が 20 生じていたとする。X6 年末の時点で、B は 20 の現金を有する一方、110 の債務を負っており、90 の債務超過である。X6 年までの間、B は 110 の借入金を得て、所得を 60 得た一方、110 の債務を負い、150 の損失を被った。つまり、トータルで見て 90（110+150-110-90）の純資産の減少が考慮されなければならない。ところが、日本の所得税法は純損失の繰越控除（所税 70 条 1 項）として、3 年以内に生じた損失のみがその年の所得計算上考慮される。よって、所得計算上考慮されるのは、X1 年度の損失 50 のうち X2 年度および X4

146) 完全還付制度については、増井良啓「所得税法上の純損失に関する一考察」日税研論集 47 号（2001 年）78～88 頁参照。負の所得分の税額をその年度において還付する、という制度である。

年度の所得から控除される損失 40 ならびに X3 年度の損失 50 のうち X6 年度の所得から控除される 20 の合計額 60 のみであり¹⁴⁷⁾、残額 90（＝債務超過額）については、所得計算上控除されていないのである。

また、純損失の繰戻還付という観点も取り入れる必要があるだろう。個人 C が、X1 年から借入金 110 を元手に X6 年まで事業を営んだ。奇数年には所得が 20 生じ、偶数年においては損失が 50 生じたとしよう。X6 年末の時点での経済的状況および損失の計算は B と変わらず、90 の債務超過であり、トータルで 90 の純資産が減少した。X1 年度においては、20 の所得に対して所得税が課されるが、X2 年度の損失 50 のうち 20 に対応する部分は純損失の繰戻還付（所税 140 条 1 項）として還付を受ける。他の計算は B と変わらないため、所得計算上考慮されるのは、X2 年度の損失 50 のうち X1 年度、X3 年度および X5 年度の所得から控除される損失 50 ならびに X4 年度の損失 50 のうち X5 年度の所得から控除される 10 の合計額 60 のみであり、残額 90（＝債務超過額）については、所得計算上控除されない。

このように損失が所得計算上無視されるという事態は、純損失の繰越控除および繰戻還付という法技術的な問題に基因するものである。よって、債務免除益課税の問題ではなく、純損失の繰越控除および繰戻還付が目的とする「所得の平準化」¹⁴⁸⁾の効率性の問題である、とも言いうる。増井教授が明らかにしているように、純損失の繰越控除や繰戻還付に時間的制約がある理由については「執行面での事務負担との兼ね合い以外の理由は見出しがたい」¹⁴⁹⁾。ある年度の純資産の減少が税務上無視されるのは必然的な事象ではないのであって、それを理由にして債務免除益に対する課税を論じることは論理的ではなく、むしろ問題は純損失の繰越控除および繰戻還付の制度にあるとも論じうる。

換言すれば、借入金を借りずとも、A、B、C の例のような損失の無視は生じうることである。例えば、上記事例の A が X1 年に 110 の自己資金を有しており、借入金をせずに事業を営んだ場合を考えれば良い。このような場合にも、損失の額は同額であり、

147) 純損失の繰越控除は古い年に生じた損失から控除される。所税令 201 条 1 号参照。

148) 増井・前掲注 146) 72 頁。

149) 増井・前掲注 146) 91 頁。

それが無視されるという事態は変わらない¹⁵⁰⁾。何故債務免除益のみを取り上げて税務上無視された損失を論じるのかというこの疑問は、Eustice による事業再生税制の批判とも軌を一にする¹⁵¹⁾。

しかし、債務免除益は、所得計算上債務超過者に対する非課税を肯定しうるだけの特権的地位に立っているものと考えられる。何故ならば、納税者の債務超過とは、課税上無視された債務額の累積に他ならず、債務超過者に対する債務免除とは、その債務を清算するために行われるものだからである。資金を借り入れた時点では、債務と同額の現金を得るから、債務超過は当然生じない。借り入れた資金を失って初めて、債務超過が生じるのである。債務超過額、つまり、純資産の減少を債務で補てんした額については、税務上考慮されていない。従って、債務超過額について受けた債務免除については、そこから債務免除益は発生しないと考えるべきである¹⁵²⁾。

本節では、まず、借入金アプローチを出発点として、債務免除益課税に係る新たな理論的枠組みとして債務控除アプローチを提唱した。債務控除アプローチとは、債務控除要件および関連性要件により債務免除益課税の可否を判断する債務免除益課税の理論である。債務控除要件とは、債務の存在による純資産の減少が所得計算上考慮されているという要件である。発生時点で受益のない債務であっても、債務額が所得からの控除を生み出しているのであれば、債務控除要件を満たす。関連性要件とは、実質的に債務が弁済されていないという要件である。債務者が満足を得ていない債務の消滅、例えば債務免除や消滅時効がこれを満たす。

続いて、教室事例的な検討を通して、債務超過分の債務免除については、課税上無視さ

150) また、逆に、債務超過額のみが税務上無視された損失の金額とも限らない。個人 D が、借入金 110 を元手に X1 年から X6 年まで事業を営んだ。X1 ～ X3 年には所得が 20 生じ、X4 ～ X6 年においては損失が 50 生じたとして。X6 年末の時点では、D は B および C と同じく 90 の債務超過であり、トータルで 90 の損失を受けた。X1 ～ X3 年度においては、20 の所得に対して所得税が課され、X4 年度の損失 50 のうち X3 年度の所得 20 に対応する部分は純損失の繰戻還付として還付を受ける。従って、所得計算上考慮されるのは 20 のみであり、残額 130 については所得計算上控除されない。むしろ、D は X1 年度および X2 年度においてはそれぞれ所得 20 について税負担が発生している。債務超過額のみ非課税とされる債務免除益を限れば、D のように急激に経営が悪化した事業者を、B、C のような経営が不安定な事業者に比べて不利に扱うこととなる。

このように、所得税法上業績が急激に悪化した事業者が不利に扱われる点は、純損失の繰越控除および繰戻還付が時間的制限を設けていることから必然的に帰結する問題である。D における無視された損失額を測定するには、債務超過額 90 + 所得として申告した $20 \times 2 = 130$ という計算を行えば良い。しかし、債務控除要件とはあくまで所得計算における債務額の控除の有無をテストする要件であって、借入金を投資した事業で生じた損失の所得計算上の考慮の有無をテストする要件ではない。D においても、税務上無視された債務の額とは、債務額 $110 - \text{繰戻還付を受けた } 20 = 90$ 、つまり債務超過額である。

151) See Eustice, *supra* note 46, at 246.

152) 第一章第二節で論じたように、米国でも同様の判例理論が展開されてきた。もっとも、基本的に純資産アプローチに基づく米国の判例理論と本稿はアプローチが異なることに注意。

このような判例理論を前提として成立した米国の事業再生税制も債務超過を適用要件の一つとしており、債務超過により事業再生税制の適用を受ける場合には債務超過額分のみが事業再生税制の適用対象となる（内国歳入法典 § 108(a)(1)(B)、(a)(2)(B) および (d)(3) 参照）。

れた債務の額の免除であることを確認した。課税上無視された債務の額については、債務控除要件を満たさないから、債務免除を受けたとしても債務免除益を得たとは考えられない。よって、債務控除アプローチによれば、債務免除益のうち債務超過分については、所得税が非課税となるべきである。

もっとも、本節における検討は事業再生税制を検討する抽象的な基準を立てたに過ぎない。実際の資力喪失要件に対する解釈を行うには、検討すべき事項がまだある。第三節では、それら検討すべき事項についても検討した上で、具体的な解釈論の段階まで議論を進める。

第三節 本稿が提示する資力喪失要件の解釈論—収入金額に含まれない債務免除益と事業再生税制

第三節では、第二節の議論を前提として、事業再生税制に対する具体的な解釈論を提示する。第二章で述べたように、債務免除益の課税または非課税の決定に当たっては、事業所得等として得た債務免除益については新法の適用が問題となり、給与所得等として得た債務免除益については所税 36 条の適用が問題となる。従って、それぞれについて、第二節で設定した基準を当てはめた上で考察を行う。

第一款 新法の適用要件の解釈と繰越損失の取扱い

第二節における分析を前提とすれば、新法 1 項における「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」という文言は債務超過の場合を指すと解すべきであろう。何故ならば、第二章で論じた通り資力喪失要件は実体的な要件と解すべきであり、債務免除益課税の理論（債務控除アプローチ）から、債務超過者が得た債務免除益は非課税となるべきことが要請されるからである。このような結論は、債務免除益を得たか否かという「経済的な利益」（所税 36 条）の解釈の枠内で（旧通達のように）得ることが可能だが、新法は事業所得等につきこれを確認した規定と解すべきである。

また、第二節の議論を前提とすれば、新法 1 項における「当該免除により受ける経済的な利益の価額」は、（少なくとも債務超過により適用を受ける場合には）債務超過額に限られるものと解すべきである。債務超過額を超えた部分の債務免除益について、これを非課税とする理論的根拠は存在しない¹⁵³⁾。

153) もっとも、このような解釈が条文の文言の解釈として果たして成り立ちうるのか、という点については、更なる議論が必要であろう。新法の効果については、評価損規定を含めた事業再生税制全体の議論として、日本の企業再生税制（法税 33 条 3 項および 4 項ならびに 59 条）および米国の事業再生税制（内国歳入法典 § 108 および § 1017）の 2 つの制度との比較検討を行う必要があるが、本稿の主題を外れるため、今後の検討課題とする。

ただし、適用要件についての議論としてこのような結論を得ることは一応可能である。債務超過額以上に債務免除を受けた場合、債務超過額分の免除については債務超過者が受けた債務免除と言えるが、債務超過額を超過した部分の免除については債務超過者が受けたものとは言えない、とも言う。

新法1項の解釈は上記の通りであるとして、新法2項の理論的な位置づけについても論じたい。新法2項は、債務免除を受けた年度において事業所得等の計算上生じた損失の金額および純損失の繰越控除の適用を受ける部分の金額については、債務免除益を総収入金額に算入する旨を規定している（前者は1～4号、後者は5号）。つまり、利用可能な損失の金額については、同額の債務免除益を総収入金額に計上することにより相殺し、繰越ができないということである。債務控除アプローチに基づけば、債務超過時に受けた債務免除益については全額非課税となるべきであり、このような利用可能な損失の減額は理論的には理由がないとも論じうる。

しかし、ここまで述べてきたように、債務免除とは債務の清算である。それ以前の所得計算において用いられなかった債務の額については、債務免除益の計算という消滅段階での所得計算において（例えば、借入金の免除においては、借入時に受け取った現金との相殺という形で）考慮される。従って、債務超過額として債務発生時の現金と相殺された上で純損失として繰り越されれば、その債務は二重の控除を生み出す。債務控除要件とは、一重の控除が確実に成されることを要求する要件である。所得計算上考慮されない債務額については債務免除の時点で債務免除益が計上されるべきではないが、債務が二重の控除を生み出すことも防がれるべきである¹⁵⁴⁾。つまり、新法が利用可能な損失の減額を伴うことは理論的にも必然のことである。むしろ、新法が債務控除アプローチから考えられるべきことの一つの証左と言えるであろう。

そして、このような将来において二重に控除を生み出してしまうことを防ぐという観点との整合性から、将来において控除がされないことを防ぐことも、新法の解釈上必要とされる。債務免除時点での債務超過に加えて、業務の遂行上将来債務超過となることが明らかな場合も、資力喪失要件には含まれるのである。この点は、「再生計画認可の決定があった場合」として、民事再生手続により生じた債務免除益についても新法の適用が認められている点と整合する。第二章において手続開始原因説を分析した部分で述べたように、個人の再生手続開始原因としては、将来において支払不能となることが含まれている。従って、再生計画認可の決定があった場合には、債務超過でない納税者でも新法の適用が受けられることとなる。同様に、債務超過でない納税者であっても、将来の債務超過額を合理的に見積もることができる場合には、当該債務超過額の現在価値部分については債務

154) なお、将来の控除可能性を考慮するのであれば、将来において債務超過が確実に解消される場合は、新法の適用から除外されるべきとも論じうる。しかし、租税属性の清算を伴う以上、債務免除無しでも将来債務を弁済することが可能な場合であっても、債務免除および事業再生税制の適用により二重の控除は生じない。従って、債務超過かつ弁済不能説のような弁済の可能性といった観点を本稿は考慮しない。

免除益が非課税になると解すべきであろう¹⁵⁵⁾。

第二款 所税 36 条の解釈により非課税となる債務免除益と消費の概念

給与所得等として得る債務免除益についても、事業所得等となる場合と同じく、免責許可の決定または再生計画認可の決定があった場合その他債務超過の場合または将来において債務超過となることが明らかな場合に受けた債務免除益は債務超過額分または将来の債務超過額の現在価値分非課税となるべきである¹⁵⁶⁾。何故ならば、債務控除アプローチによれば、債務免除益が発生する要件である債務控除要件がこれらの場合には満たされず、「経済的な利益」（所税 36 条）を得たとは言えないからである。

しかし、第二節で述べた考察を給与所得等として得る債務免除益に対して直接的に適用するには、消費という概念が一つの障害となる。包括的所得概念は、一般的に「所得（純資産増加）＝消費＋蓄積」という数式で表される¹⁵⁷⁾。本稿はここまで債務の発生および消滅による純資産の増加または減少、つまりこの数式で言う左辺に注目した検討を行ってきた。しかし、右辺に注目した場合には、債務超過額を税法上考慮されるべきだが考慮されていない債務の累積とは必ずしも言えないとも論じうる。

包括的所得概念においては、消費を課税対象に含めるのだから、消費活動によって蓄積が減少しても、その蓄積の減少は所得の減少とは見られない¹⁵⁸⁾。このことは、家事費および家事関連費の必要経費不算入（所税 45 条 1 項）によって確認的に規定されている。納税者の債務超過が消費活動によっても生じる以上、それを理由として債務免除益が非課税となることは、包括的所得概念の考え方に反するとも論じうる。

解りやすい例を述べるとすれば、何も資産を持たない者が資金を借り入れて、それを全て娯楽のために費やし、債務免除を受けた場合を考えれば良い¹⁵⁹⁾。このような納税者は、債務額分の債務超過状態にあるので、事業再生税制の適用または所税 36 条の解釈により債務免除益が非課税となる。一方で、稼得した所得と同額の娯楽を行った場合には所得額

155) 効率性という観点からもこの取扱いは根拠づけられる。債務超過の場合のみが資力喪失要件を満たすと解すと、将来明らかに債務超過となる場合であっても、債権者および納税者には債務超過を待つて債務免除を行うインセンティブが働く。そのため、早期の事業再生を税制が阻害することとなり、納税者にとっては不利である。一方、国にとっても、将来明らかに債務超過となる場合には所得＝純資産増加は生じないのであるから、納税者が事業再生を早期に行った上で、事業再生後の所得から税収を得る方が効率的であろう。

もっとも、将来の債務超過を見積もる方法や現在価値へ割引く際の利率等の公正さが要求されることは言うまでもない。

156) 所税 36 条の解釈により給与所得等となる債務免除益が非課税になる結果として、債務免除に係る支払者の源泉徴収義務（所税 183 条、199 条）は消滅すると解すべきである。この場合、源泉徴収義務は消滅せず、受給者が税額の確定段階で還付（所税 138 条）を受けるべきであるとの考え方も成り立ちうる。しかし、債務超過者には債務免除益がそもそも発生しないのであるから、源泉徴収義務の対象である給与等が支払われていない（つまり源泉徴収義務が生じない）と考えるのが合理的である。

157) 佐藤・前掲注 77) 6～7 頁、谷口・前掲注 5) 192 頁、増井・前掲注 77) 47～48 頁参照。

158) 佐藤・前掲注 77) 10～11 頁参照。

159) See Bittker & Thompson, *supra* note 47, at 1182-1183.

(= 娯楽額) について所得税が課され、当該所得税債権は他の債権に比して優先的に徴収される¹⁶⁰⁾。同じ消費を行ったにも関わらず、片方には所得有りとされ、もう片方には所得がないとされることは、包括的所得概念と整合しない。

そして、この批判は給与所得等として債務免除益を得る場合に対して決定的なものともし論じうる。債務免除益が給与所得等とされる借入金は、原則として消費活動のために借り入れたものである¹⁶¹⁾。その借入金について生じた債務超過は家事費の累積であり、債務超過額分の債務免除益を非課税とすることは、借り入れた現金による収入から家事費を控除することと等しいのではないか。

しかし、このような批判は当たらないものと言うべきである。何故ならば、資力喪失者が給与所得等として受けた債務免除は、所得の稼得のために受けたものではなく、所得計算の枠外で、損失の補てんに充てられたものと考えるべきものだからである。

具体例を挙げて説明したい。A ないし D と同じく、利息および税負担を観念せず、取引は全て現金で行ったとする。給与所得者である E が、X1 年 1 月 1 日において 110 を借り入れた。E は、X1 ～ X3 年の 3 年間に於いて、各年 20 の給与を得た上で、50 の家事費を支出した。X3 年末において、E は 20 の現金を有する一方、110 の債務を負っており、90 の債務超過である。この時、A ないし D と同じように所得計算を行ったならば、借り入れた現金 $110 + \text{給与 } 20 \times 3 + \text{消費 } 50 \times 3 - \text{消費支出 } 50 \times 3 - \text{債務 } 110 = 60$ に対して課税が行われるべきであり、実際に 60 に課税されている ($20 \times 3 = 60$) ので、債務が所得計算上考慮されており、債務免除益にも課税されるべきとも論じうる。

しかし、給与所得者の借入金は(事業活動と異なり)所得を得るために借りた訳ではない。所得の稼得活動(労働)とは別個の消費活動において借り入れたものである。従って、計算は次のように 2 つに分けて考えるべきである。まず、給与 $20 \times 3 + \text{消費 } 50 \times 3 - \text{消費支出 } 50 \times 3 = 60$ として、給与所得については 60 に対して課税がされる。一方で、借入金については、現金 $110 - \text{債務超過補てん分 } 90 - \text{借入金 } 110 = -90$ として、90 (= 債務超過分) については債務控除要件を満たさない。

上記の説明は、所税 36 条による債務免除益の非課税を基礎づけるための、結論ありき

160) 租税債権は一般的に他の債権に優先して徴収される(国税徴収法 8 条)。

なお、破産法では、租税債権につき債権額の確定についての特例が設けられているものの(破 134 条)、他の財団債権と同順位であり、特段優先的に弁済される訳ではない。

161) もっとも、債務免除益の所得分類は借入金の投資先によって決定されるのではない。例えば、債務免除益が給与所得に該当すると判示された倉敷青果荷受組合事件(最判平成 27 年 10 月 8 日判タ 1419 号 72 頁)においては、役員を務める人格なき社団から得た借入金を債務者は株式投資に用いていた。当該投資活動による所得は、雑所得に分類されるであろう。

逆に、個人事業者も消費活動を行っており、消費活動によって債務超過が生じうる。また、事業所得等のうち一時所得として得られる債務免除益については、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」ではないのであるから(所税 34 条 1 項)、給与所得等として得られるものと同様に、主に消費活動に用いるために受けたものと考えるべきであろう。

ここで述べているのは、あくまで、給与所得等として得た債務免除益について、消費活動との関係性が顕著に問題となる、ということである。

の議論のように見えるかもしれない。しかし、これは包括的所得概念の式の右辺の意味を考えれば当然の結論である。「所得（純資産増加）＝消費＋蓄積」とは、「入ってくるものは、消費するか、蓄積するしかない」¹⁶²⁾ことを指す。しかし、純資産の減少を補てんするように用いられた借入金は、何ら消費にも蓄積にも用いることはできない。それは、借入れ以後に純資産の減少が起こった場合でも同様である。消費支出が控除されないというのは、あくまで所得の稼得活動における議論（得た収入を何に用いたのか）であって、債務額が所得計算上考慮されているか（そもそも何を収入したのか）という議論はこれとは別個のレベルである。

以上の議論により、給与所得等として債務免除を受けた者についても、倒産法の適用を受ける場合その他債務超過の場合または将来において債務超過となることが明らかな場合には、債務超過額分または将来の債務超過額の現在価値分は経済的利益を受けたものとは考えられないことが明らかになった。つまり、旧通達のような解釈は現行の所税36条についても合理的であり、有効である。そして、第一款の議論と同じく、二重の控除を防ぐために、繰越控除が可能な純損失の額については、債務免除益と相殺される形で繰越しが行われるべきでない。この点も旧通達と同様である。

本節においては、「免責許可の決定または再生計画認可の決定があった場合その他債務超過の場合または将来において債務超過となることが明らかな場合」には、債務免除を受けたとしても、債務超過額分または将来の債務超過額の現在価値分は経済的利益を受けたものとは見られず、所得税が非課税（＝収入金額不算入）となるべきことを示した。つまり、新法における資力喪失要件とは倒産法の適用を受ける場合その他「債務超過の場合または将来において債務超過となることが明らかな場合」を指す。本稿が提唱するこのような資力喪失要件の解釈は、「債務超過または債務超過確実説」と呼称すべきものであろう。納税者の経済的状況の基準としては、手続開始原因説（所基通44の2-1）とほぼ同一である。ただし、あくまで税法上の実体的な要件として構成していることから、倒産法制が要求する事業再生手続の公正性（例えば、申立棄却事由を満たさないこと）については要求しておらず、この点において手続開始原因説とは異なる。

また、この非課税となる場合には、損失の清算も行われるべきである。これらの取扱い、事業所得等として受けた債務免除益については新法により、給与所得等として受けた

162) 増井・前掲注77) 48頁。

債務免除益については所税 36 条の解釈により導かれる¹⁶³⁾。

第四章 補足すべき事項

第三章までの検討により、「課税される債務免除益と非課税とされるものを区別する基準を明らかにし、その基準が取る理論的枠組みから要請される事業再生税制の解釈を明らかにする」という本稿の目的は達成された。しかし、第三章までの検討までにつき補足すべき事項が存在する。第四章では、第三章までの検討について補足すべき事項を確認した上で、今後検討を要する事項についても若干述べる。

第一節 債務控除アプローチについて

本稿は、債務免除益課税の理論として債務控除アプローチという新たな枠組みを構築した。債務控除アプローチにおいては、①債務控除要件（債務の発生から消滅までの間の所得計算において、債務の存在が考慮されている）および②関連性要件（代物弁済等の形で、債務が実質的に弁済されていない）という2つの要件により債務免除益に対する課税関係が決定される。

もっとも、債務控除アプローチについては、未だ検討を行っていない点が存在する。ここでは、「債務」の意義および債務控除アプローチの射程について論じる。

第一款 債務の意義

「債務」の意義については、ここまで金銭債務を念頭に置いて論じてきた。本稿が金銭消費貸借契約により発生した債務の免除を中心的な検討課題としていたことから、このこと自体は当然である。もっとも、債務控除アプローチが債務免除益課税の理論として一般

163) なお、給与所得として得た債務免除益の非課税について、別個の議論もありうるかと思うので付しておく。給与所得として債務免除益を供与した場合には、使用者に源泉徴収義務が生じる（所税 183 条）。しかし、債務免除に伴って源泉徴収税額を徴収すること（いわゆる「天引き」）はできないので、労働者に対する源泉徴収税額分の求償権が使用者に発生する（所税 212 条）。

労働者が資力を喪失していた場合には、当該求償権は行使することができない。雇用関係が継続している場合には、給与から弁済を受けることは可能であるが、その範囲を超える部分については、第三者からの弁済（民法 474 条）を受ける等のことができない場合、使用者は求償権を免除するほかない。すると、求償権の額について再び債務免除益が生じ、使用者に源泉徴収義務が生じて、無限後退に陥ってしまう。

本稿における議論を用いることで、資力喪失の場面におけるこのような問題は防げるものである。しかし、念のため求償権の免除についても検討しておく。租税債務については、借入金アプローチの検討において、広義の受益要件を満たさないものとして挙げられる（高橋・損害 256～258 頁のほか、*See Zelenak, supra note 49, at 315-319*）。債務控除アプローチにおいても、所得税債務は所得計算上考慮されない（事業所得等の必要経費につき、所税 45 条 1 項 2 号）、債務免除益に対する課税は否定される。従って、求償権債務についても、債務控除要件を満たさないものと見るべきである。つまり、債務者の資力に関わらず、源泉徴収税額に係る求償権の免除によっては債務免除益は生じないのである。

的な妥当性を持つには、債務の意義についても考察を行う必要がある。

結論から述べれば、「債務」の概念は民法からの借用概念であるから、民法と同じ意義で解すべきである¹⁶⁴⁾。民法上規定されている債権の種類は、特定物債権（民法 400 条）、種類債権（民法 401 条）、金銭債権（民法 402 条）、利息債権（民法 404 条など）、選択債権（民法 406 条）の 5 種類だが、債務控除アプローチにおける「債務」はいずれの債務（＝債権）をも含むものと解すべきである。そして、このことを前提として、それぞれの債務が所得計算において考慮されているか、税法のレベルで検討を行うべきである（債務控除要件）。

もっとも、金銭債務以外の債務については、目的物の評価（利息債務の場合は利率）の問題が発生する。評価方法については個別具体的な検討を行う他はないが、例えば時価の変動がある目的物等を評価する際には、債務の発生から消滅までの時価の平均額と解すべきであろう。

なお、米国内国歳入法典では、「納税者が（法的）責任を負っている債務」（いわゆるリコース債務）および「納税者が資産を有することによる債務」（いわゆるノンリコース債務）が事業再生税制の適用を受ける「債務」の意義として挙げられている（内国歳入法典 § 108(d)(1)）¹⁶⁵⁾。

第二款 債務控除アプローチの射程範囲

続いて、債務控除アプローチの射程範囲についても論じる必要がある。包括的所得概念の下で所得と見られる債務免除益について考察していることから、法人税を含む所得課税全般について債務控除アプローチの射程は及ぶ。本稿では主に収入金額（所税 36 条）の計算について債務控除アプローチに基づいた検討を行ったが、他の課税要件、例えば所得税法上の所得分類についても債務控除アプローチに基づいた検討を行うことは可能であろう。

164) このように借用概念を私法と同じ意義で解するべきであるという考え方（統一説）については、武富士事件上告審判決（最判平成 23 年 2 月 18 日判時 2111 号 3 頁）参照。

165) 債務免除益課税における債務の意義について日本で論じた裁判例は見当たらないが、米国では、Zarin 対財務長官事件第三巡回区控訴裁判所判決（916 F.2d 110 (1990)）において詳しく議論が行われている（同判決について論じた日本の文献として、増井・前掲注 31）17～26 頁、川田剛『ケースブック 海外重要租税判例〔新版〕』（財経詳報社、2016 年）23～29 頁参照）。

同判決においては、「係争債務の法理」として、金額について争いのある債務につき和解が行われた場合には債務免除益が生じない旨が明らかにされている。借入金アプローチにおいては、債務の発生時の受益と債務の弁済無しでの消滅が判断基準とされるのみであるから、このような結論については肯定できない（増井教授も、「理論的にみた場合、本件には必ずしもすっきりと説明できないところが残ってしまう」（増井・同 26 頁）と結論づけている）。一方、債務控除アプローチにおいては、係争中の債務は未だ確定しておらず、税法上考慮されていないと考えられる（所税 37 条 1 項。所基通 37-2 も参照）。従って、その係争について和解が行われ債務が消滅したとしてもその債務は債務控除要件を満たさず、債務免除益は生じない。つまり、債務控除アプローチによれば、「係争債務の法理」を示す同判決の結論を支持することが可能である。なお、「係争債務の法理」については、N. Sobel 社対財務長官事件連邦租税不服審査会判決（40 B.T.A. 1263 (1939)）も参照。

また、序論で述べた通り、個人から個人への債務免除益は贈与税の課税対象となる。贈与税は一般的に、資産課税の一部であり、相続税の補完税と考えられているが¹⁶⁶⁾、個人間で供与された債務免除益に対して課される贈与税は実質的には所得課税の機能を担っている¹⁶⁷⁾。従って、個人間で供与された債務免除益についても債務控除アプローチの射程が及ぶ。

消費税においては、債務免除益の享受は「資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」(消税2条1項8号)である資産の譲渡等に該当せず、課税対象とは見られない(消税4条1項)。一方、代物弁済については、資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る対価を得たものとして消費税の課税対象となる(消税2条1項8号括弧書き)。すなわち、真の債務免除益は消費課税の対象外であり、代物弁済等に係る疑似的な債務免除益についてのみ消費課税の問題が生じる。債務免除益を課税対象から除外するという点においては、債務控除アプローチは消費課税においても一定の役割を果たす。

このように、債務控除アプローチについては、所得課税の場面を主たる対象として、様々な税法学上の検討の基礎となりうる債務免除益課税の理論であると筆者は考えている。しかし、本稿では債務控除アプローチについて理論構築が完成したとは言えない。今後は、所得課税における他の議論(損害賠償金課税、譲渡所得課税等)を参照しながら、債務控除アプローチが包括的所得概念と整合的な理論として構築できているか、より根拠づけを行っていかねばならないものと考えている。

第二節 債務超過または債務超過確実説について

債務超過または債務超過確実説については、その射程範囲、資産の評価方法を含む債務超過の定義およびその立証責任の所在が問題となる。

まず、同説の射程範囲について考察する。第一節で述べたように、債務控除アプローチの射程範囲は個人間で供与された債務免除益にも及ぶ。個人間で供与された債務免除益に係る贈与税の非課税規定(相税8条ただし書き)は新法と同じく債務者の資力喪失を適用要件としているが、その適用要件は新法と同じく債務超過または債務超過確実説によって解釈されるべきである。

また、所得税法上、資力喪失要件と類似した要件を定めるものとして、資力喪失者が得た譲渡所得の非課税規定(所税9条1項10号)がある。本稿が債務免除益課税の理論から債務超過または債務超過確実説を導き出した以上、譲渡所得の課税如何について述べている同規定には債務超過または債務超過確実説の射程は及ばない。

債務超過の意義については、破産法において「債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態」(破16条1項括弧書き)、すなわち「債務総額が資

166) 金子・前掲注6) 607頁参照。

167) 贈与税が所得課税の側面も持つことにつき、瀧圭吾「贈与税の位置づけ」税研171号(2013年)28～29頁参照。

産総額を超過している状態」¹⁶⁸⁾を指すと規定されており、借用概念としてこれと同義に解すべきである。資産価額の評価については、民事再生法上基本的に資産の処分価値、すなわち時価をもって算定するものとされており（民事再生規則 56 条 1 項）、資力喪失要件の判断に当たっても同様に時価を用いるべきであろう¹⁶⁹⁾。

資産の時価の基準として用いる価額については、相税 8 条ただし書きについての検討¹⁷⁰⁾および所税 9 条 1 項 10 号についての検討¹⁷¹⁾が参考となる。これらの検討が示すように、債務超過の立証における資産の評価に当たっては、事例によって時価の基準として用いる価額に差異がある。例えば、建物の評価に限っても、相税 8 条ただし書きの適用が争われた事例（大阪地判昭和 56 年 4 月 24 日税資 117 号 225 頁）においては固定資産税評価額、所税 9 条 1 項 10 号の適用が争われた事例（国税不服審判所裁決平成 9 年 3 月 31 日裁決事例集 53 集 356 頁）においては取得価額から減価償却費を控除した価額、旧通達の適用が争われた事例（H24 大阪地判）においては相続税評価額が用いられている。資産の評価は個別具体的な事情を考慮した上で行う必要があるが、課税の公平を保つために、事例の積み重ねにより今後一定の基準が確立されることが望ましい。

債務超過状態の立証責任については、新法においてはまず納税者が申告段階で負うこととなるが（新法 3 項および所得税法施行規則 21 条の 2 第 3 号参照）、所税 36 条による非課税については特段立証する必要はない。第二章で述べた通り、この取扱いの差異は適用対象となる所得分類から帰結するものであり、矛盾はない。しかし、公平性を考えれば、新法の申告要件は削除されるべきであろう。所税 36 条による非課税と新法による非課税は、いずれも債務免除益課税の理論から当然に帰結する非課税取扱いであり、一定の手続を経た上で所得税が免除される、免税取扱いとは異なる¹⁷²⁾。

結語

本稿は、平成 26 年度税制で新設された事業再生税制の適用要件に対して、債務免除益課税の理論から提示される基準をもって解釈を行った。その結果、①資力喪失者が得た債務免除益が非課税となるのは、新設された規定（所税 44 条の 2）が適用される場合のほか、

168) 山本ほか編・前掲注 95) 358 頁 [山本和彦執筆部分]。

169) なお、破産法上は、債務超過の判断にあたり用いる資産の評価額につき、学説は分かれているようである。山本克己＝小久保孝雄＝中井康之編『新基本法コンメンタール 破産法』（日本評論社、2014 年）49～50 頁 [杉山悦子執筆部分] 参照。

170) 加藤義幸「資力喪失状態の立証論—債務の免除に伴う贈与認定等の適用を前提—」経営総合科学 93 号（2010 年）42～53 頁参照。

171) 古矢文子「資力の喪失と債務弁済困難の認定」税理 46 巻 12 号（2003 年）164～165 頁、今仲清「資力喪失に伴う強制換価手続・保証債務履行のための資産の譲渡」税理 53 巻 1 号（2010 年）24～26 頁参照。

172) 非課税所得と免税所得の違いにつき、注解所得税法研究会編・前掲注 124) 227 頁、谷口・前掲注 5) 206～208 頁参照。

収入金額についての一般的な規定（所税 36 条）の解釈によってもありうること、②債務免除益に対する課税は債務控除要件および関連性要件をもって判断すべきこと（債務控除アプローチ）、③所税 44 条の 2 の適用要件（資力喪失要件）は、倒産法の適用を受ける場合のほか債務超過または債務超過が確実な場合を指すと解すべきこと（債務超過または債務超過確実説）が明らかとなった。

税制は、国家の経済政策の一つの表れである。そのため、税法学においては、必然的に政策学的要素を負うべき議論が存在する。しかし、このことは、税法学が政策学的要素のみを持つべきことを意味しない。現行の税制には、それが仮に特定の価値観に基づいて毎年修正を受けるものであろうと、理論的基底が確かに存在する。本稿が試みたのは、税法の理論的基底（包括的所得概念に基づく債務免除益課税の理論）と現行制度（事業再生税制）を結び付け、納税者の財産権と国家の課税権の緊張関係を記述することであった。本稿のみによって、このような検討が尽くされたものとは言えない。今後、債務控除アプローチ（およびそれに対する自己批判）を用いて、債務免除益課税に関する議論をより展開していくことを宣言して、本稿の結びとする。

※本研究は JSPS 科研費 16J06971 の助成を受けたものです。